

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
＜第16号＞

令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）閉会中

令和7年8月18日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第16号>

開会の日時

年月日 令和7年8月18日 月曜日
開 会 午後1時0分
散 会 午後2時14分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 今後の委員会の進め方（中間整理）について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己
委 員	当 山	勝 利

欠席委員

委員 宮里洋史
委員 徳田将仁
委員 大浜一郎
委員 大田守

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

今後の委員会の進め方についてを議題といたします。いわゆる中間整理であります。

去る、8月5日の本委員会で確認したとおり、本日は、これまでの調査結果等を中間的に整理しながら、論点の整理・確認、そして、証人喚問の必要性の確認と対象者の検討及び今後の全体スケジュールの確認など、今後の調査の進め方について御協議いただくこととしております。

それでは、まず初めに、事務局から中間整理の素案の概要について説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、資料の内容について事務局から説明を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

確認や、御意見等はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 お疲れさまです。事務局のですね、論点整理の中身を拝見させていただきました。その中でですね、前後関係は出てくるとは思うんですけども、まずこれまでの百条委員会を通しての質疑の内容を送ると。事務所の設立、そしてビザ申請のプロセスについて透明性がなかったのではないのかと。それは内容どうかと、いつ誰がどのように決定されたのが、ちょっと中身のないもんです。

それともう一点、法律の根拠ですね。これまで質疑の中でいろんな法律根拠を当局とやっている中でですね、公務員のLビザの申請だとか、もちろん法人

設立、F A R Aの登録その法的根拠がまだ答弁になかったということであり
ます。

そしてもう一点。財務資料の欠落。まだこれ財務の中身を今審査中ではある
んですけども、これまで決算の中身が議会に提出されていないと。もちろん
12月に一旦遡って、そのような決算らしきものは提示をされているんですけれ
ども、その間ですね。なぜ決算書が未提出なのかというのを、まだ回答を得て
いません。

あと1点。知事答弁、副知事答弁の矛盾なんですけれども。これまでのやり
取りで、知事、そして副知事は2024年の10月に法人設立を知ったというふうな
答弁を本会議でもいただいております。

しかし、事実関係を確認していますと法人設立そのものは2015年にあったと。
その間ですね。どうして行政の中で、法人設立が公表できなかつたのか、議会
を通さなかつたのかということですね、確認していきたいと思います。詳し
いことを言うと、先ほどの法的根拠の中のLビザの中なんですけれども、県庁
職員がアメリカでビザを取得し——外国代理人登録法、F A R Aの件なんです
けれども、それに基づいてですね、ロビー活動はしていないにしても、政治活
動はしていたというふうな実態は答弁でも出ております。それについてもです
ね、ぜひ明記してほしいと思います。

私のほうからは、以上です。

○座波一委員長 今、論点の整理という形の発言があったわけですが……。

F A R A登録の問題が1番目、2番目に会社の決算書類の提出がなかったと
いうこと。3番目に知事、副知事の答弁に矛盾があるということですよ。

○仲里全孝委員 大きな枠組みで、決定のプロセスに透明性がまだ確認が取れ
ていないということです。2番目に法的根拠の欠落というのは、Lビザ、法人
設立、F A R A登録。3点目に、財務資料の欠落ということで、これ決算も含
めてですね、これまで正式に議会に通していないということが、まだ明確にさ
れていないということです。最後に知事の答弁、副知事の答弁。本会議でも
2024年の10月に知ったというふうに公の場で答弁をしているんですけども、
百条委員会、あるいは委員会の中でですね、ちょっと確認をしているうちに事
実関係、法人登録は2015年に法人登録はされていたということですね、中身は
別としてですね。その4点です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から、御指摘の点は基本的に資料1の各項目に含まれていると考えられるが、資料2の表記に追加するかは検討してみる旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 お願いします。
以上です。

○座波一委員長 先ほど今事務局の説明があった内容についての確認という形での今、整理なんですけれど、ほかにございましたら……。
上原快佐委員。

○上原快佐委員 すみません、これ今日やっているのは、中間報告ではなくて、論点の中間整理、この整理に基づいて今後、事務局からスケジュール案は示していただきましたけれども、このとおりにやるのかどうするのかということも含めて、今日結論を出すわけではないですよ。

○座波一委員長 今日ではない。論点を整理しながら、証人喚問の候補の検討というふうなことで、今後のスケジュールということについての、さっき示した内容のとおり検討してもらって、次の9月議会の始まる前ぐらいまでには、決められたらと……。

○上原快佐委員 その証人喚問するのかどうかも含めてですけど、するとしてもですね、この9月の議会が10日から始まりますよね。それまでに、この方を証人喚問したいというのを会派で確認してきてくれという意味合いですか。この今日のこの中間整理……。

○座波一委員長 最終的にはその話まで持っていきたいということです。今日はですね。

○上原快佐委員 分かりました。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。
当山勝利委員。

○当山勝利委員 今、関連ということでクロス表を作っていたんですけど、これマトリックスで作られていますけれども、全てをやっていくのか。それともこれは、これから絞り込んでいくのかということも検討事項なんですかね。というのは、恐らくこれだけの数は全てこなせるはずもないと思いますので、そこら辺も検討すべきだということでしょうか。どのようにしていきますか。

○座波一委員長 私、委員長としての立場から言いますと、これだけのボリュームというのが現実にありますので、要するに問題とされる点がですね。これだけ上がっているというところの論点整理をして、そういうふうな項目が出てきていますので、そこはそのとおりにしていったほうがいいんじゃないかなと。この中から何かを選ぶということではなくて、やはりどれも重要だなと。それと関連しているんじゃないかなと思う点がありますので、基本はそこら辺全体を見て選んでいったほうがいいんじゃないかなと思いますけれどもね。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から、本日晒した整理案を持ち帰った上で項目の絞り込みを含めて御検討いただいて構わない旨の説明があった。また、仲宗根悟委員からおおむね事務局の整理した論点、証人、スケジュールでまとめられるのではないかという趣旨の発言があり、事務局から証人の枠組は人数的に4名に限られるものではないとの補足説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 事務局にはまず、しっかりまとめていただいて感謝申し上げます。

その中で、ちょっと整理というか確認というか表現の仕方なんですけれども、1ページ目はまだいいとしても、2ページ目以降の問題点アから列挙していますけれども、資料2のほうです。できたら主語が誰であるかがちょっと分かり

にくい、誰が答弁しているのかというのは、流れを見たらこれは報告書かなとかね監査報告なのか、何とか委員会の報告書なんかあるので、どこどこでこういう報告がされているという誰がというのは、ぜひ入れてほしいというのが1点。

それからもう一つは、この後の参考人招致にでも大きな問題になると思うのは、今のいろんな論点まとめて整理してくれていますけれど、これに対して執行部やその報告書、または監査報告書の中で、どんな指摘がされている、どんな答弁をしたというのが分かるようにしてもらえると大変助かるんですけども。要はこんな答弁を執行部していましたよと。例えば、追認に関してはもう追認で全て治癒されているって発言が今までも生きていますよね。でも、いろんな報告書では厳しい指摘されている中で、この辺を最終的な証人喚問も含めて、確認していかなくてはならない点だと思っているので。できれば全部読めばこんなこと言っているなというのは分かるけれども、これなんか全部議事録、僕も見ているわけではないので、この論点整理していただいたことに対する執行部の回答がこうであるというようなものも、対比して見えるようにしていただけると——手間暇大変かもしれませんが、可能な限りでできれば助かるというのが1点。

それからもう一つは、今日のこの後の進め方は我々も会派持ち帰って、また野党内ではPT——プロジェクトチームをつくっているの、証人喚問についてその時どんなことをするかも議論していきますけれども、ぜひ何ていうのかな、もう証人喚問をする人は、大体多分各与野党から上がってきて合致したものについては、早めに進行できるように事務局の協力もお願いしたいと思っているので。

大事なことはなぜこれが開かれたか。執行部の答弁が二転三転、委員会や議会でも行われて、それに対する不信があって百条委員会を立ち上げて、百条でもいろんな参考人や執行部を呼んでも、まだまだ我々としては納得できない部分が多々あるので、これをどういう答弁をしてきたのか。これを実際に追認に関して言えば、これが本当にもう治癒できているというふうに、法的にいいのかどうかもね、どこかで確認をする必要があると思っているので。

要は事務局の御協力をぜひまた改めてお願いしたいと思っておりますので、この辺はぜひ協力をお願いしたいと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から西銘委員の要望について表記の工夫を検討して

みたいとの説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 この論点整理で、何々と指摘されているというのが多いじゃないですか。指摘されていることを、そのとおりだと認めた発言もたくさんあったと思うんですね。だから何だろう、証人喚問してもまたなぞるだけの証人喚問にならないかなという懸念があって。議会側はこう指摘しているけれども向こうは、いや認めていないというところをピックアップしてもらったほうが合理的じゃないかな。このクロス表でも、今、西銘委員がおっしゃったように、これでどこが意見が違っているのかっていうのが、ちょっと分かりづらいなというのがある。いろいろ報告書2つ、監査と委員会から出ていて、それでもなお当局が違うことを言っているのであれば、これ確認する必要があるんだけど。

これはまた同じことをやる危険性はないか、というのが懸念です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から各論点の中でも執行部が指摘を認めたもの、意見がくい違っているものが分かるように、整理・工夫してみたいとの説明があった。また、座波委員長から証人喚問は大きな転換点であるが、絞り込んだポイントで証人に聞いていくことが大事である旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、本日の内容について、一旦持ち帰り検討することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、次回の委員会においては本日説明した論点整理の内容や今後のスケジュール、証人喚問の候補者等について、持ち帰り検討した結果について協議することを確認した。また、次回開催日程について協議した。)

○座波一委員長 再開いたします。

次回の委員会は、休憩中に御協議いたしましたとおり、引き続き今後の委員会の進め方(中間整理)についてを議題として開催することとし、日程は、9月9日午後からとすることについてを委員長案として提案します。調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一